

## 新サービスの実施と磁気カード等乗車券の発売・利用終了について

京阪バス株式会社（本社：京都市 社長：鈴木一也）、京阪京都交通株式会社（本社：亀岡市 社長：阪本和宏）、京都京阪バス株式会社（本社：八幡市 社長：藤山雅三）、江若交通株式会社（本社：大津市 社長：安積正彦）は、IC カードにおいてご好評いただいております PiTaPa（注1）での各種運賃割引サービスに加え、平成 29 年 4 月 1 日（土）より ICOCA（注2）を活用した「ポイントサービス」を新たに実施するほか、京阪バスでは「京阪バス IC 1day チケット」の発売を実施するとともに、磁気カード等の一部乗車券の発売および利用を終了させていただきます。

ますます便利になる IC カードを是非ご利用ください。

### 記

#### 1. ポイントサービスの開始について

ポイントサービスは ICOCA で京阪バス、京阪京都交通、京都京阪バス、江若交通をお得にご利用いただける京阪グループのバス専用サービスです。

インターネット等で会員登録後、カード残額（SF）から引き去りした運賃精算額の 10%をポイントとして付与します。

ポイントは 1 ポイント=1 円で計算し、運賃以上のポイントがたまっていれば、カード残額（SF）の代わりに自動的にポイントで精算します。

◆利用開始日 平成 29 年 4 月 1 日（土）より

\*会員登録も同日より受付開始します。

#### 2. 京阪バス IC 1day チケットの開始について

京阪バスの全線が 1 日に何度でもご利用いただけるサービスです。既にお持ちの IC カード（PiTaPa・ICOCA）でご利用いただけます。

(1) 利用開始日 平成 29 年 4 月 1 日（土）より

(2) 対象路線 京阪バス全線（一部路線除く）

(3) 発売方法

バス車内で利用当日のみの発売となります（案内所、営業所等の窓口では発売いたしません）

(4) 利用方法

[初回購入時] バス降車時、IC カードをカード読み取り機にタッチする前に、乗務員に「1day チケット」とお申し出いただきます。乗務員が機器操作を行った後に、IC カードをカード読取機にタッチしていただくと購入完了です。

[2 回目以降] 乗車時と降車時ともにカード読取機にタッチいただきます。

(5) 「京阪バス 1day チケット」と「京阪バス IC 1day チケット」の比較

	現行 (磁気カード)	新 (ICカード)
利用日	平成 29 年 10 月 1 日より発売終了 平成 30 年 2 月 1 日より利用終了	平成 29 年 4 月 1 日より利用開始
発売額	大人 600 円 小児 300 円	大人 650 円 小児 330 円
利用エリア [京阪バスのみ]	大阪版 …大阪府下の路線 京都・大津版…京都市内、大津市内、宇治市の一部路線	大阪版と京都・大津版を統合し、京田辺市域を含む京阪バス全線で利用可能。 (一部路線除く)

3. 磁気カード乗車券の発売および利用終了について

京阪バス、京阪京都交通、京都京阪バスでは、これまで3社共通で利用できる「京阪グループ共通バスカード (普通券・昼間専用券)」等、磁気カードによるサービスを提供してまいりましたが、近年は「PiTaPa」「ICOCA」等の IC カードのご利用が増加していることから、次のとおり、お取り扱いを終了いたします。

- (1) 対象券種 「京阪グループ共通バスカード」及び「京阪バス 1day チケット」の全券種
  - (2) 発売終了日 平成 29 年 10 月 1 日 (日) より (平成 29 年 9 月 30 日 (土) まで発売)
  - (3) 利用終了日 平成 30 年 2 月 1 日 (木) より (平成 30 年 1 月 31 日 (水) まで利用可能)
- \*同日より、スルッと KANSAI 対応カードの共通利用も終了いたします。

4. 昼間回数券の発売および利用終了について

江若交通では、ポイントサービス開始に伴い、次のとおり昼間回数券のお取り扱いを終了いたします。

- (1) 対象券種 昼間回数券 1,000 円券、2,000 円券の 2 種類
- (2) 発売終了日 平成 29 年 10 月 1 日 (日) より (平成 29 年 9 月 30 日 (土) まで発売)
- (3) 利用終了日 平成 30 年 10 月 1 日 (月) より (平成 30 年 9 月 30 日 (日) まで利用可能)
- (4) 利用終了路線 江若交通の全路線

5. その他

利用終了日以降、お使いにならなかった乗車券 (使用中を含む) は無手数料で払い戻しさせていただきます。払い戻し方法等詳細は改めてお知らせいたします。

(注 1) 「PiTaPa」は、株式会社スルッと KANSAI の登録商標です。

(注 2) 「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。